

大雪地区広域連合国民健康保険料減免要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大雪地区広域連合国民健康保険条例（平成16年条例第2号。以下「条例」という。）第32条（保険料の減免）の規定に基づき、連合長が国民健康保険料（以下「保険料」という。）を減免する場合の取扱いについて、法令その他特別の定めのあるものを除き、必要な事項を定めるものとする。

(減免の基準及び割合)

第2条 保険料の減免は、納付義務者が次の各号のいずれかに該当し、災害又はこれに準じた不慮の事故により料の分割納付、徴収猶予等の措置を講じたとしても、なお料の納付が困難であると認められる場合において、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものの活用を図ったにもかかわらず、生活困窮により当該年度分の保険料が納付できないと認めるときとする。

- (1) 納付義務者が震災、火災、水害その他これらに類する災害によりその資産に重大な損害を受けた場合
- (2) 納付義務者が自然災害による農作物の不作、その他これに類する理由によりその年の所得見込が皆無となり、又は著しく減少する場合
- (3) 納付義務者が死亡し、又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級程度の障害により収入が皆無となり、又は収入が著しく減少（平年収納と比して概ね3割以上の減少）し、生活困窮の状態にあると認められる場合
- (4) 納付義務者（国民健康保険加入者）が失職、退職、廃業、休業その他の理由（以下「退職等」という。）により収入が皆無となり、又は収入が著しく減少（平年収納と比して概ね3割以上の減少）し、生活困窮の状態にあると認められる場合
- (5) 納付義務者又は同居の扶養親族が疾病若しくは負傷により収入が著しく減少（平年収納と比して概ね3割以上の減少）し、又は医療費の増加により生活困窮の状態にあると認められる場合
- (6) 前各号に定める場合のほか、連合長が納付義務者に前各号に準ずる理由があると認められる場合又は納付義務者が特に生活が困窮していると認められる場合

2 前項第1号の災害を受けた場合には、納付義務者（その世帯に属する被保険者を含む。）の所有する住宅または、家財につき災害により受けた損害金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を控除した額）がその住宅または家財の価格の10分の3以上であるもので、その世帯に属する被保険者の前年中の合計所得金額（条例第12条第1項に規定する所得割額算定の基礎となる総所得金額及び山林所得金額の合計額で同条に規定する控除をする前の額）の合計額（以下「総所得金額」という。）が600万円以下である世帯に対して減免する。

3 前項第2号の農作物に被害を受けた場合には、農作物の減収による損失額の合計額（農作物の減収価格から農業災害補償法（昭和22年法律第185号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除した額）が平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の3以

上である者で、前年中の地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（地方税法附則第 33 条の 3 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額又は同法附則第 35 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額を含む。）が 600 万円以下である世帯（当該合計所得金額のうち、農業所得以外の所得が 240 万円を超える世帯を除く。）に対して減免する。ただし、減免対象保険料の額は、被害を受けた日以後の納期に係る当該世帯の保険料額に前年中における合計所得金額に占める農業所得金額を乗じて得た額とする。

- 4 第 1 項各号に規定する場合の減免の割合（前項第 6 号においては、第 1 号から第 5 号までに規定する場合を勘案し、連合長が適当と認める減免の割合とする。）は、別表に定めるとおりとする。ただし、連合長は、これにより難いと認めるときは、その均衡を失しない範囲において、別に定めることができる。

（減免の承認等）

第 3 条 納付義務者は、減免を受けようとするときは、特別な事情を除き納期限 7 日前までに大雪地区広域連合国民健康保険料減免申請書（様式第 1 号）を連合長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 連合長は、前項の申請を受けたときは、申請内容を第 4 項及び第 5 項に規定する方法により確認を行い減免の趣旨に沿って申請の内容及び実態を十分調査把握し、減免の可否を決定したときは、その旨を国民健康保険料減免決定通知書（様式第 2 号）により、保険料の減免を申請した者に通知する。

- 3 第 2 条第 1 項の規定によって保険料の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を連合長に申告しなければならない。

- 4 第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる災害の程度の確認は、原則として、大雪消防組合消防署又は各支署が発行する証明書により、実地調査の上確認するものとする。

- 5 第 2 条第 1 項第 3 号、第 4 号及び第 5 号に規定する生活困窮の程度は、保険料の減免申請をした日の属する月の前 3 月における収入額の平均額（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護の実施要領について（昭和 36 年厚生省発社第 123 号厚生省事務次官通達）第 7 項の 3 に定める指針に基づき認定するものとする。）が、生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）別表第 1 生活扶助基準、別表第 2 教育扶助基準及び別表第 3 住宅扶助基準に定める額の合計額の 1.25 倍未満であることをもって認定するものとする。

（納期限に係る減免税額）

第 4 条 保険料の減免は、当該賦課年度に属する料額のうち、申請日現在において未到来の納期限に係るものについて適用する。ただし、当該料額が既に納付されている場合においては、理由のいかんを問わず、減免の対象としない。

（減免の適用除外）

第 5 条 次の各号の一に該当すると認められる納付義務者については、第 2 条の規定は適用しない。

- (1) 生活困窮状態に近い将来回復する見込がある場合

- (2) 過去における蓄財や仕送り等で当面の生活に支障がない場合
 - (3) 減免をすることにより他との不均衡を生ずる場合
- (減免申請の却下)

第6条 連合長は、保険料の減免を申請した者が次の各号の一に該当する場合は、当該申請を却下することができる。

- (1) 条例第32条第1項に該当しない場合
- (2) 連合長が減免のため指定する書類を提出しないとき、又は事情聴取等の調査に応じない場合
- (3) 虚偽の申請をした場合
- (4) 過去2年以内に次条第1号又は第2号の規定による減免を取消されたことのある場合

(減免の取消し及び措置)

第7条 連合長は、減免の措置を受けた納税義務者が次の各号の一に該当すると認めるときは、その減免を取消すものとする。なお、年度を経過して取消すことが明らかになったときは、当該免れた料額を過年度分として課する。

- (1) 虚偽の申請である場合
- (2) 不正の行為によって減免措置を受けた場合
- (3) 減免の事由が消滅した場合

2 連合長は、前項の規定により減免を取消したときは、国保料減免取消通知書(様式第3号)により当該申請者に通知し、それらの事由に該当した日の属する月から減免により免れた国保料を徴収するものとする。

(異動に伴う減免額の変更)

第8条 減免を受けた世帯について異動等が発生し、保険料の算定額が更正された場合は、更正後の保険料額に減免割合を乗じて得た額を減免額とする。

(その他の必要な事項)

第9条 この規則の適正な運用にあたり、必要な事項は連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

該当条項	災害の程度	減免の割合	減免対象保険料
第2条第1項第1号	住居の全壊・全焼又は流失	全部	保険料の総額
	住居の半壊又は半焼	70%	
	床上浸水	50%	
	家財の2分の1以上の損害		
該当条項	所得金額	減免の割合	減免対象保険料
第2条第1項第2号	180万円以下	全部	保険料の総額
	240万円以下	80%	
	330万円以下	60%	
	450万円以下	40%	
	450万円超	20%	
該当条項	減免の割合		減免対象保険料
第2条第1項第3号、 第4号及び第5号	当該年の総収入見込額に応じて軽減を適用		保険料のうち均等割額及び平等割額